

# I キャンパスライフ

## 1 開・閉門及び学内施設利用時間

	開 門	施設利用時間	閉 門
平 日	7 : 00	7 : 30~20 : 30	21 : 00
土曜日・日曜・祝日		7 : 30~19 : 30	20 : 00

- 閉門時間以降は構内への立ち入りはできません。
- 教室・コンピュータ演習室以外の学内施設利用時間については、施設により異なります。
- 学内施設利用については、事前に担当教員、クラブ顧問及び関係する事務部署等の許可を得た上で使用してください。
- 長期休業期間（夏期・冬期・春期）、年末年始や特別休校の際には、別途時間を定めますので、その指示に従ってください。
- 学友会活動・課外活動の時間は、P.57に記載してあります。

## 2 正門警備室

- 開門から閉門まで、警備員が正門警備室に常駐しています。
- 学内に入構する際は正門にて学生証を警備員に提示してください。休日に入構する場合は正門警備室で学籍番号と氏名等を所定の用紙に記入してください。
- 学内や大学周辺で不審人物や何らかのトラブルを見かけた場合などは、直ちに警備員にお知らせください。

## 3 窓口取扱い時間

平 日	9 : 00~17 : 00
土 曜 日	9 : 00~13 : 30
日曜・祝日	取り扱いません

- 長期休業期間（夏期・冬期）は窓口取扱い時間に変更となりますのでその時期に掲示でお知らせします。

電話による事務の取扱い、問い合わせは受け付けませんので、必ず窓口へ来て手続きを行ってください。

## 4 学費納入について

### ■引落日（大学・大学院共通）

	前 期	後 期
1年次	なし	10月13日
2年次	4月13日	10月13日
3年次	4月13日	10月13日
4年次	4月13日	10月13日

- ※入学初年時は後期から引落開始となります。
- ※引落日が土日祝日にかかった場合、翌営業日が引落日となります。
- ※自動引落は上記引落日の早朝になりますので、前営業日までに口座へのご準備をお願いいたします。
- ※現金での納入はお受けいたしかねます。
- ※引落日の1ヶ月ほど前に、ハガキにて引落のご案内をいたします。
- ※事務手数料・口座引落手数料として別途下記金額をご負担いただきます。  
 【事務手数料】 年額 100円（税別）  
 【引落手数料】 引落の都度 100円（税別）

- (注) 1. 授業料等の納入は、期限を必ず守ってください。授業料等が未納の場合は、履修登録ができない場合があります。また、学則により除籍処分となる場合がありますので、期限に遅れないように気を付けてください。
2. 履修登録をした場合は、修学の意思があるとみなし授業料等の納入が必要となります。
3. 預金口座振替依頼書の登録後、転居などにより口座を変更する際は、会計課までお申し出ください。
4. 過年度生につきましては、学生教育研究災害傷害保険料として別途1,340円（年間：2023年度実績）をご負担いただきます。

### ■納入額・学費内訳

#### 【大学】

内訳		納期		1 年 次					
		入学手続き時（前期分）			10月（後期分）				
学 科		A	B	C	A	B	C		
学 費	授 業 料	400,000円	385,000円	375,000円	400,000円	385,000円	375,000円		
	教 育 充 実 費	110,000円	85,000円	85,000円	270,000円	245,000円	245,000円		
合 計		510,000円	470,000円	460,000円	670,000円	630,000円	620,000円		

内訳		納期		2 年 次 以 降					
		4月（前期分）			10月（後期分）				
学 科		A	B	C	A	B	C		
学 費	授 業 料	400,000円	385,000円	375,000円	400,000円	385,000円	375,000円		
	教 育 充 実 費	270,000円	245,000円	245,000円	270,000円	245,000円	245,000円		
合 計		670,000円	630,000円	620,000円	670,000円	630,000円	620,000円		

学科A…健康栄養学科・食物栄養学科・食品開発学科

学科B…幼児教育学科・児童教育学科

学科C…人間福祉学科・心理学科・文芸文化学科・社会情報デザイン学科

### 【大学：外国人留学生】

私費外国人留学生授業料減免制度…「授業料減免申請書」の提出及びその審査を経て認められた方は、授業料を30%減免した以下の表のとおりとなります。減免は、在留資格が「留学」の方のみです。

内訳		1 年 次					
		入学時（前期分）			10 月（後期分）		
学 科		A	B	C	A	B	C
学 費	授 業 料	280,000円	269,500円	262,500円	280,000円	269,500円	262,500円
	教 育 充 実 費	110,000円	85,000円	85,000円	270,000円	245,000円	245,000円
合 計		390,000円	354,500円	347,500円	550,000円	514,500円	507,500円

内訳		2 年 次 以 降					
		4 月（前期分）			10 月（後期分）		
学 科		A	B	C	A	B	C
学 費	授 業 料	280,000円	269,500円	262,500円	280,000円	269,500円	262,500円
	教 育 充 実 費	270,000円	245,000円	245,000円	270,000円	245,000円	245,000円
合 計		550,000円	514,500円	507,500円	550,000円	514,500円	507,500円

学科A…健康栄養学科・食物栄養学科・食品開発学科

学科B…幼児教育学科・児童教育学科

学科C…人間福祉学科・心理学科・文芸文化学科・社会情報デザイン学科

### 【大学：編入学生】

内訳		編入学年次・次年次以降					
		編入学時4月			10月以降		
学 科		A	B	C	A	B	C
学 費	授 業 料	400,000円	385,000円	375,000円	400,000円	385,000円	375,000円
	教 育 充 実 費	110,000円	85,000円	85,000円	270,000円	245,000円	245,000円
合 計		510,000円	470,000円	460,000円	670,000円	630,000円	620,000円

学科A…健康栄養学科・食物栄養学科・食品開発学科

学科B…幼児教育学科・児童教育学科

学科C…人間福祉学科・心理学科・文芸文化学科・社会情報デザイン学科

### 【大学：編入学生（外国人留学生）】

私費外国人留学生授業料減免制度…「授業料減免申請書」の提出及びその審査を経て認められた方は、授業料を30%減免した以下の表のとおりとなります。減免は、在留資格が「留学」の方のみです。

内訳		編入学年次・次年次以降					
		編入学時4月			10月以降		
学 科		A	B	C	A	B	C
学 費	授 業 料	280,000円	269,500円	262,500円	280,000円	269,500円	262,500円
	教 育 充 実 費	110,000円	85,000円	85,000円	270,000円	245,000円	245,000円
合 計		390,000円	354,500円	347,500円	550,000円	514,500円	507,500円

学科A…健康栄養学科・食物栄養学科・食品開発学科

学科B…幼児教育学科・児童教育学科

学科C…人間福祉学科・心理学科・文芸文化学科・社会情報デザイン学科

## 【大学院：修士課程】

内訳		納期		4 月（前期分）				10 月（後期分）			
		専攻		A	B	C		A	B	C	
学 費	授 業 料	300,000円	200,000円	150,000円		300,000円	200,000円	150,000円			
	教育充実費	75,000円	75,000円	75,000円		75,000円	75,000円	75,000円			
合 計		375,000円	275,000円	225,000円		375,000円	275,000円	225,000円			

専攻A…食物栄養学専攻

専攻B…食物栄養学専攻（長期履修3年）

専攻C…食物栄養学専攻（長期履修4年）

## 【大学院：博士後期課程】

内訳		納期		4 月（前期分）				10 月（後期分）			
		専攻		A	B	C	D	A	B	C	D
学 費	授 業 料	300,000円	225,000円	180,000円	150,000円	300,000円	225,000円	180,000円	150,000円		
	教育充実費	75,000円	75,000円	75,000円	75,000円	75,000円	75,000円	75,000円	75,000円		
合 計		375,000円	300,000円	255,000円	225,000円	375,000円	300,000円	255,000円	225,000円		

専攻A…食物栄養学専攻

専攻B…食物栄養学専攻（長期履修4年）

専攻C…食物栄養学専攻（長期履修5年）

専攻D…食物栄養学専攻（長期履修6年）

## 【大学院：修士課程（外国人留学生）】

私費外国人留学生授業料減免制度…「授業料減免申請書」の提出及びその審査を経て認められた方は、授業料を40%減免した以下の表のとおりとなります。減免は、在留資格が「留学」の方のみです。

内訳		納期		4 月（前期分）				10 月（後期分）			
		専攻		A	B	C		A	B	C	
学 費	授 業 料	180,000円	120,000円	90,000円		180,000円	120,000円	90,000円			
	教育充実費	75,000円	75,000円	75,000円		75,000円	75,000円	75,000円			
合 計		255,000円	195,000円	165,000円		255,000円	195,000円	165,000円			

専攻A…食物栄養学専攻

専攻B…食物栄養学専攻（長期履修3年）

専攻C…食物栄養学専攻（長期履修4年）

## 【大学院：博士後期課程（外国人留学生）】

私費外国人留学生授業料減免制度…「授業料減免申請書」の提出及びその審査を経て認められた方は、授業料を40%減免した以下の表のとおりとなります。減免は、在留資格が「留学」の方のみです。

内訳		納期		4 月（前期分）				10 月（後期分）			
		専攻		A	B	C	D	A	B	C	D
学 費	授 業 料	180,000円	135,000円	108,000円	90,000円	180,000円	135,000円	108,000円	90,000円		
	教育充実費	75,000円	75,000円	75,000円	75,000円	75,000円	75,000円	75,000円	75,000円		
合 計		255,000円	210,000円	183,000円	165,000円	255,000円	210,000円	183,000円	165,000円		

専攻A…食物栄養学専攻

専攻B…食物栄養学専攻（長期履修4年）

専攻C…食物栄養学専攻（長期履修5年）

専攻D…食物栄養学専攻（長期履修6年）

## 5 分納・延納について

家計などの事情により授業料等の一括納入が困難な場合は、申請に基づいて学納金の分納・延納を認めることがあります。各期ごとの申請を必要とします。詳細については会計課へお問い合わせください。

## 6 学内施設・設備

### 1 記念ホール

平成14年に学園創立80周年を迎えたことを記念して、旧体育館跡地に記念ホールが建設されました。体育の授業はもちろん、球技公式戦を行うことも可能です。また、学園の式典・講演会・演奏会等にも使用することができます。

1階…サブアリーナ、トレーニングエリア、多目的防音室、更衣室

2階…メインアリーナ

#### トレーニングマシンの使用について

トレーニングマシンを使用するには事前に講習が必要です。詳しくは学生支援課にお問い合わせください。

### 2 ロッカー

#### 学生個人用ロッカー

- 場所は、入学時前期オリエンテーションの際に学科よりお知らせします。
- 盗難防止のため、必ず鍵を掛けてください。
- 個人用ロッカーの放置荷物については、学生支援課が定期的にチェック・片付けをしていますが、他人に迷惑をかけないように、常にきれいに使いましょう。
- 使用期限を過ぎたロッカー内の荷物は不要品として処分します。必ず指定された期限までに撤去してください。(次年度入学生が使用します。)  
※使用期限については掲示等で連絡しますので、各自確認してください。

#### ダイヤル式ロッカーの使用について（記念ホール更衣室内設置）

- 体育の授業やクラブ活動時のみ使用してください。（長期利用不可）
- 盗難防止のため、必ず鍵を掛けてください。
- 利用時間外に使用しているロッカー内の荷物は撤去・処分します。

### 3 掲 示

学生への掲示は、原則、総合教育システム「UNIVERSAL PASSPORT」から連絡します。また、学科では以下表の掲示板設置場所からお知らせすることがあります。

3号棟1階廊下	健康栄養学科、食物栄養学科 幼児教育学科、児童教育学科、文芸文化学科
7～8号館1階連絡通路	食品開発学科、社会情報デザイン学科
9号館1階廊下	人間福祉学科 心理学科

## 4 食 堂

学内には食堂が2カ所あります。食堂の営業時間外はホール全体を学生のみなさんの憩いの場として使用してください。行事や休業期間によって営業時間・メニューを変更することがあります。

**学生食堂（1号棟（A）1階）** 営業時間／11：30～13：30（月～土）  
日曜・祝日 営業なし

- アットホームな雰囲気のある食堂です。メニューはボリュームたっぷりの日替わり定食・カレー・ラーメン・そば・うどんなどです。
- 代金支払は現金の他、電子マネー（Suica・PASMO）が利用できます。

**カフェテリア（7号館1階）** 営業時間／11：30～13：30（月～金）  
土曜・日曜・祝日 営業なし

- カフェテリアスタイルのレストランです。[安心・安全] をモットーに、低価格でバラエティのあるメニューを提供しています。
- 代金支払は現金の他、電子マネー（Suica・PASMO）、生協マネーが利用できます。

## 5 学生ホール

- 終日、ホール全体を学生のみなさんの憩いの場として使用してください。行事や休業期間によって営業時間を変更することがあります。
- 学生ホールには、売店があります。食事や買物に利用してください。

**売店（フジショップ）** 営業時間／平日 8：30～18：00、土曜日10：00～13：30

- 切手・ハガキ・文房具類・大学所定の履歴書・日用品・パン・おにぎり・お菓子などがあります。支払いは現金の他、電子マネー（交通系・WAON・nanaco・その他）が利用できます。教科書販売・卒業衣裳レンタル・証明写真撮影も行っています。

## 6 大学生協

- 大学生協とは

大学生協は学生、院生、教職員が出し合った出資金で運営され、組合員の生活全体を様々な事業を通じてサポートしていくための協同の組織です。生協はひとりひとりの出資と参加で成り立っています。

本学ではカフェテリア及び売店を経営する他、魅力ある大学づくりに貢献するよう、新入生歓迎行事を始め、栄養士による食生活栄養相談等、いろいろな活動をしています。

- 出資と返還

出資金15,000円を支払うことで組合員となります。出資金は脱退時（卒業等で大学を離れる際）に全額返還します。

（加入は任意です。組合員以外の人、売店やカフェテリアを利用することができます）

- 加入のメリット

- ・ 組合員証提示で、書籍（教科書を含む）は10%割引になります。
- ・ 自動車学校をはじめ、各種資格スクールなどが、一般価格よりも安い組合員価格で利用できます。
- ・ 組合員として、大学生協のいろいろな活動に関わることができます。

- 学生総合共済

組合員になると、全国の学生同士の「助け合い」の事業である「学生総合共済」に任意で加入することができます。学生全員が加入している学研災（P.44参照）では対象にならない、大学に関係ない場所（アルバイト先・家庭等）でのケガや、病気も保障します。学研災の対象となるケガの場合、両方から保障を受けることができます。

**売店（書籍・購買）** 営業時間／平日 10：00～16：30

行事や休業期間によって営業時間を変更することがあります。

- 文具・大学所定の履歴書・書籍（教科書を含む）・雑誌・パン・弁当・飲料から旅行の申し込みなど、学業から趣味、衣食住に関するあらゆる商品の販売・サービスを行っています。

## 7 電 話

- 1号棟（B）入り口（けやきロータリー横）にあります。
- 使用時には長電話にならないよう注意して利用しましょう。

## 8 コピー機

- 学生ホール、1号棟（A）2階生協、7号館2階には、白黒コピー機が各1台あります。
- 9号館1階にはカラーコピー機が1台あります。
- 試験前などは混み合いますので、互いに協力し合って使用してください。

## 9 AED

正門警備室、記念ホール1階、7号館1階、9号館1階、10号館1階、サッカーグラウンド横クラブハウスにあります。

## 7 学内清潔

キャンパスがいつも清潔で気持ちのよい環境となるようみなさんと心掛けましょう。

- ゴミは ①燃えるゴミ ②カン・ビン ③ペットボトル ④燃えないゴミに分別し、所定のゴミ箱に捨てましょう。
- 教室の机やイス、壁などに落書きしないようにしましょう。
- 食堂の食器類は使用した後、所定の場所に片付けましょう。

## 8 学内禁煙

学内は禁煙（敷地内禁煙）です。健康増進法第25条では多くの人がいるところでは受動喫煙から人々を守ることとされているからです。さらにタバコを吸うと、呼吸器疾患、多くのがん、心臓の病気の原因となるばかりではなく、女性では妊娠や胎児への害が明らかとなっています。周囲の煙による受動喫煙でも、吸う人以上に健康に悪影響をきたしますので、学内は禁煙として空気のきれいな大学をめざしています。

また、タバコの火元は800度に達します。タバコの火の不始末による火事の危険も大いにありますので、タバコは吸わないようにしましょう。加熱式タバコもタバコですので、同様の扱いです。なお、成人年齢は引き下げられましたが、タバコに関する年齢制限は20歳のままです。

## 9 服 装

本学学生としての品位を保ち、清潔で気品のある服装に心掛けましょう。寒い季節は防寒対策、暑い時期は冷房対策や熱中症対策を心掛けましょう。

## 10 通 学

登下校は、交通規則及びマナーを守り、地域社会の一員として通行人や近隣の住民に迷惑がかからないよう注意してください。

なお、恵山通り（十文字女子大通り）については、本学学生は大学側の広い歩道を通行することになっています。

授業期間中は、時間帯によって恵山通り（十文字女子大通り）に警備員または交通指導員を配置していますので、指示に従ってください。

- 道いっぱい広がって歩かない。
- 急ぐ人には道をゆずる。
- 「ながら歩き」はしない。
- 大きな声で話さない。
- 人とぶつかったときには謝罪する。

### ① 自動車通学

自動車通学は禁止しています。特別の事情がある場合は、各学科の担任の先生、もしくは学生支援課に相談してください。

### ② 自転車通学

自転車は車道を走り、正門付近、学内は減速してください。車道を逆走する等の迷惑行為は禁止です。

自転車で通学する場合は、記念ホールと幼稚園の間、記念ホール階段下にある駐輪場に、整列駐輪してください。

### ③ バイク通学

本学ではバイク通学は許可制であり、毎年更新が必要なものです。希望する学生は学生支援課に申し出てください。

安全のため、自宅から大学までの所要時間が30分以内・自宅から最寄り駅までの交通が不便な場合に限り、バイク通学を許可しています。



## 11 遺失物・拾得物

学内で忘れ物や落とし物をした場合、また、拾った場合は、**7号館2階の学生支援課**に届け出てください。拾得物は7号館2階のキャビネットに常時展示してあります。なお、拾得物の持ち主が現れない時は3ヶ月間保管の後、処分します。

落とし主が分かるものについては、学内メールで連絡しています。

落とし物や忘れ物についての、電話やメールでのお問い合わせは受け付けておりません。

## 12 危険回避について

安全な学生生活を送るために、「自分のことは自分で守る」という心構えを持ってください。わからないことは学生支援課に相談してください。

### 1 不審者

- 学内で不審な人を見かけたら、すぐに正門警備室又は学生支援課に連絡をしてください。
- 新座駅から大学までの道で変質者（露出狂など）を見たらその場で110番して警察に通報し、正門警備室にも連絡をしてください。現行犯逮捕にご協力ください。

### 2 盗難防止

- 必要外の多額な現金や貴重品はできるだけ大学に持って来ないようにしましょう。
- 自分の荷物は自分で責任を持って管理し、現金・財布などの貴重品は、常に身に付けて行動しましょう。
- 個人ロッカーには、南京錠をつけ、ロッカー内には現金・財布などの貴重品は入れないようにしましょう。
- 万が一、盗難にあってしまったら、①すぐに学生支援課に届出し、②カード等の停止手続きをしてください。

### 3 「ソーシャルメディア」等の活用について

個人情報の漏えい、名誉棄損、プライバシーの侵害、守秘義務違反など、軽率な発言・投稿が誤解を招くこともあり、ソーシャルメディアとの関わり方によっては、個人だけでなく大学や身の回りの人たちをもトラブルに巻き込む恐れもあります。学生の皆さんには、本学の学生であることの自覚を持ち、ソーシャルメディアと関わることを求めます。

自覚ある情報発信に努め、本学学生としての品位をおとしたり、本学の名誉を毀損し利益を損ねることが起こらないように注意してください。

### 4 電話等

- 実在しない大学職員を名乗り、個人情報を聞き出す電話などに注意しましょう。
- 不審な問合せ内容だと感じたら即答せずに一度電話を切るようにしましょう。
- 相手の連絡先を確認し、折り返し連絡するようにして、ご家族にも同様に対処してもらいましょう。

### 5 勧誘等

街頭や電話でのキャッチセールスや悪徳商法、インターネットによる架空請求、カルト宗教への勧誘などが横行しています。甘い誘いには用心し、不審に思ったら早めに相談しましょう。

## 6 大麻、薬物乱用

薬物乱用は、脳が侵されるなど体や生命に害を与えるだけでなく、殺人などの犯罪を引き起こすこともあります。友人から勧められても、誘惑に負けない強い意志を持ち、1度たりとも使用しないこと。

## 7 20歳未満の飲酒

20歳未満の若者は、アルコールを分解する力が弱く、臓器に負担がかかるため、飲酒は法律で禁止されています。脳や人体の発達にも悪影響を及ぼしますので、友人や先輩に誘われても、断る勇気が必要です。もし勧められても、20歳になっていないからと断りましょう。

## 8 災害時

災害発生時は、教室等の掲示に従って落ち着いて行動してください。

## 13 障がい学生支援について

障がいのある学生に対し、障がいの状態に即した支援を行います。  
学生総合相談センター・学生支援課に相談してください。

## 14 アルバイト

アルバイトをする場合は、学業や健康に支障のないよう留意してください。また、職種は学生アルバイトとしてふさわしいものを選び、アルバイトのために学生生活のペースが乱されないよう気を付けましょう。

### アルバイトの求人情報について

本学では、(株)学生情報センターが運営する学生アルバイト情報ネットワークに加入しており、「十文字学園女子大学バイトネット」より、インターネットで求人紹介をしています。

アルバイト求人を見たい学生は、本学HPを確認してください。  
ホーム>MENU>教育・学生生活>アルバイト

### アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント

1. アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！
2. バイト代は、毎月、あらかじめ決められた日に、全額支払われるのが原則！
3. アルバイトでも、残業手当があります
4. アルバイトでも、一定の条件を満たせば、有給休暇が取れます
5. アルバイトでも、仕事上のけがは労災保険が使えます
6. アルバイトでも、会社が自分の都合で自由に解雇することはできません
7. 困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を

## 15 アパート・マンション情報の提供

実家を離れて一人で生活を始める学生のために、大学近辺の安心・安全なアパート・マンションの情報を提供しています。

本学では、(株)共立メンテナンスと提携し、志木・川越・東川口等に「指定学生会館」を用意しています。指定学生会館は落ち着いた環境の中で安心して学生生活を送れるよう、防犯・安全対策にも十分配慮されています。

その他、ナジック学生マンション、ユニライフ学生マンションのご案内もしています。詳細については学生支援課にお問い合わせください。

## 16 「学生の声」について

本学の教育・環境等の改善に資することを目的として「学生の声」を設置し、学生の皆さんの率直な意見や要望を受け付けています。

投書箱を7号館1階カフェテリア入口及び7号館2階フロア内の2か所に設置しているほか、オンラインでも投書することができます。詳細につきましては、学生支援課から案内される学内メールをご確認ください。

記名がなく投書されたものに関しては回答をしません。投書の際には、所属学部・学科、学籍番号、氏名のご記入をお願いします。

詳細については、学生支援課にお問い合わせください。

## 17 学生教育研究災害傷害保険・学生教育研究賠償責任保険

### 学生教育研究災害傷害保険

本学では、在学生が教育研究活動中に不慮の事故に遭遇した際、その補償を受けられるように日本国際教育支援協会《学生教育研究災害傷害保険》に全学生が加入しています。

傷害保険の加入証明書は学生支援課で発行します。

### 保険金が支払われる場合

- 正規の授業中の事故で1日以上通院または入院をした
- 学校行事中の事故で1日以上通院または入院をした
- 上記以外で学校施設内にいる間の事故で4日以上通院または入院をした
- 学校施設外で学校に届け出た課外活動を行っている間の事故で14日以上通院または入院をした
- 通学中の事故で4日以上通院又は入院をした

※ケガをしてから1ヶ月以内に学研専用のLINEアプリ等で事故通知を出す必要があります。通知方法等不明な点は学生支援課に相談してください。

## 学生教育研究賠償責任保険

本学では在学生在が教育研究活動中に他人にケガをさせてしまった場合、他人の財物を壊してしまった場合、賠償金またはかかった費用に対して保険金が支払われるよう日本国際教育支援協会《学生教育研究賠償責任保険》に加入しています。

事故を起こしたときはすぐに東京海上日動学校保険コーナー（0120-868-066）に電話連絡してください。

賠償責任保険の加入証明書は学生支援課で発行します。

※両保険とも、入学後のオリエンテーション時に「加入者のしおり」を配布しています。

詳細については、そちらをご確認ください。

## 18 武蔵野会からの医療費補助制度

教育研究活動中に発生した事故による傷害のうち、通院日数が短いために、学生教育研究災害傷害保険（以下「学研災」という。）の補償条件に満たない傷害に対して、武蔵野会（本学の保護者会）の支援による医療費補助があります。

### 〈対象となる事故の範囲〉

「通学中及び学内」または「本学が認めた学生団体があらかじめ届け出た学外施設での課外活動中」の通院を伴う傷害事故で、学研災等他の保険の補償対象にならないもの。

※詳細については、学生支援課にお問い合わせください。

## 19 トラブル相談窓口

トラブルをかかえて、どこに相談したらよいかわからない時のために、次のような相談窓口があります。

### ① 警察相談専用電話 TEL #9110

「ストーカー」や「カード犯罪」などの被害の防止や「家庭・職場・近隣関係」、「契約・取引関係」など、生活の安全に関する様々な相談を幅広く受けています。

全国どこからでも、#（プッシュボタン）を押して9110にかければ、電話をかけた地域を管轄する都道府県警察本部の警察総合相談室などにつながります（携帯電話でも利用可）。

### ② 消費者ホットライン TEL 188（いやや!）

消費生活センター等で「悪質商法」「架空請求」「契約解除」を含め、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や相談を、専門の相談員が受付け、公正な立場で処理に当たっています。

全国のどこからでも局番なしの188にかければ、最寄りの市区町村や都道府県の消費生活センター等につないでくれます。（携帯電話でも利用可）

### ③ 埼玉労働局総合労働相談コーナー TEL 048-600-6262

職場のトラブル（アルバイトを含む）を扱っています。上記はさいたま市ですが、各地に窓口がありますので、<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html> を参照してください。

### ④ 埼玉県サイバー対策課 TEL 048-832-0110（代表）

ネット上で「詐欺」「公然わいせつ」「著作権法違反」「誹謗中傷」等に関係したときの相談窓口です。

### ⑤ 鉄道痴漢被害相談ホットライン TEL 048-641-0599

埼玉県警鉄道警察隊が、列車内等での痴漢被害などに遭い、悩んでいる人からの相談を受けています。※緊急の場合は110番へ！

東京都：各警察署の生活安全課や鉄道警察隊

千葉県：警察本部鉄道警察隊 0120-048224 女性相談所

事件・事故の急報	TEL 110（携帯からも可）
火事と救急	TEL 119（携帯からも可）
本学 学生総合相談センター	TEL 048-260-7736

#### 国民年金の加入義務

20歳以上の学生も国民年金に加入することが義務づけられています。ただし学生納付特例制度がありますので、詳しくは市区町村の国民年金窓口へお問い合わせください。本学では代行事務を行っておりませんので、学内での手続きはできません。

- ① 20歳から60歳までの40年間保険料を納めることにより、老齢基礎年金を65歳から満額受けられます。
- ② 20歳からの加入により、在学中に病気やけがで障害（障害等級1級又は2級）が残った時、障害基礎年金が受けられます。
- ③ 国民年金の加入手続きは、住民票を登録している市区町村の国民年金の担当窓口で行っています。

## 20 海外渡航時の安全確保について



海外に渡航・滞在する場合は、「自分の身は自分で守る」ことを心がけ、渡航前には現地の情報（気候、医療事情など）や危険情報（多発している犯罪など）を入手し、自己管理、健康管理、危機管理に努めてください。

- 海外に渡航する場合は、必ず事前に「海外渡航届」を学生支援課へ提出してください。渡航目的により「海外渡航届」が2種類あり、届出用紙は学生支援課にあります。ホームページからダウンロードすることもできます。
- 外務省及び厚生労働省検疫所では、ホームページより海外の安全に関する情報を提供していますので確認しましょう。
- 外務省からの最新の渡航情報や緊急事態発生時の連絡メール、いざという時の緊急連絡などが受け取れるよう、外務省が実施している渡航登録サービス（「たびレジ」又は「在留届」）へ登録を行いましょう。

### 海外渡航届

**海外渡航届**

年 月 日

十文字学園女子大学  
学生支援課

学部 \_\_\_\_\_  
学科・専攻 \_\_\_\_\_  
学籍番号 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
父母等 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

下記により海外渡航いたしますので、お届けします。

記

期 間	年 月 日 ( ) より 年 月 日 ( ) まで
渡 航 先	国 名: _____ 都 市 名: _____
目 的	〔該当するものに○〕 1. 留学 2. 研究・調査 3. 学会出席 4. インターンシップ 5. ボランティア 6. その他 ( )
渡航中の国内緊急連絡先	氏 名: _____ 本人との続柄: _____ 連絡先: _____
渡航中の渡航者連絡先	E-Mail: _____ 電話番号: _____

> 大学認定の海外留学プログラムに参加する場合は、届け出の必要はありません。  
 > 海外への渡航・滞在については、外務省・海外安全ホームページの「危険情報・感染症危険情報・スポット情報・広域情報」を必ず確認してください。  
 > 帰国後は速やかに、学生支援課に帰国した旨、申し出てください。  
 > この個人情報、本学における海外安全管理・対応業務のためにのみ使用し、その他の目的には使用しません。

機関確認印   
  副学長 (後援者印)   
  学生実務部長   
  学生支援課長   
  学生支援課   
  印   
  印

**海外渡航届（観光・短期語学研修）**

年 月 日

十文字学園女子大学  
学生支援課

学部 \_\_\_\_\_  
学科・専攻 \_\_\_\_\_  
学籍番号 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
父母等 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

下記により海外渡航いたしますので、お届けします。

記

期 間	年 月 日 ( ) より 年 月 日 ( ) まで
渡 航 先	国 名: _____ 都 市 名: _____
目 的	〔該当するものに○〕 1. 観光 2. 短期語学研修
渡航中の国内緊急連絡先	氏 名: _____ 本人との続柄: _____ 連絡先: _____
渡航中の渡航者連絡先	E-Mail: _____ 電話番号: _____

> 大学認定の海外留学プログラムに参加する場合は、届け出の必要はありません。  
 > 海外への渡航・滞在については、外務省・海外安全ホームページの「危険情報・感染症危険情報・スポット情報・広域情報」を必ず確認してください。  
 > この個人情報、本学における海外安全管理・対応業務のためにのみ使用し、その他の目的には使用しません。

印